

令和5年2月13日（月）  
午前10時00分より  
社会福祉センタートモシア 3F

## 第2回 長岡市権利擁護地域連携協議会 次第

### 1 あいさつ

### 2 報告事項

- (1) 長岡市成年後見センター活動実績について
  
- (2) 権利擁護支援者の担い手養成について

### 3 議事

- (1) ケース会議の開催について  
開催要件、出席者、開催頻度などについて
  
- (2) 普及・啓発活動について（リーフレットの内容、研修企画）
  - ①リーフレット内容、配布先について
  - ②研修会等の内容について
  
- (3) 制度利用時における受診・診断書作成の課題について
  - ①受診を拒否している人への対応等について
  - ②かかりつけ医に診断書作成の依頼ができない場合の対応方法等について
  
- (4) その他

### 4 その他

## 令和4年度長岡市成年後見センターの取組状況

(10月から12月まで)

令和4年10月、長岡市から長岡市社会福祉協議会へ委託事業として長岡市成年後見センター（以下センター）が設置されました。センターは成年後見制度の利用や地域連携の中心的な役割を担う「中核機関」を担っています。

相談、普及・啓発、利用促進、地域連携ネットワークの構築などを実施し、センター運営に取り組んでいます。

## ○相談事業

成年後見制度についての制度説明や、利用相談への対応の他、利用が必要な方が申立てできるように関係者とのケース会議への参加や申立て書類作成説明等を行った。

		10月	11月	12月	合計
相談者種別	本人	17	6	11	34
	親族	27	24	16	67
	関係機関	24	21	26	71
	その他	0	4	3	7
		68	55	56	179

		10月	11月	12月	合計
関係機関内訳	長岡市社協支所	0	0	2	2
	長岡市	7	2	6	15
	他社協	1	0	0	1
	行政(長岡市以外)	0	0	0	0
	家庭裁判所	0	0	0	0
	居宅介護支援事業所	5	4	2	11
	高齢者施設	0	1	0	1
	障害者施設	1	1	0	2
	地域包括支援センター	5	5	5	15
	障害者支援センター	2	2	7	11
	医療機関	0	4	1	5
	パーソナル・サポート・センター	1	2	1	4
	金融機関	0	0	0	0
	民生委員	0	0	0	0
	専門職後見人	0	0	0	0
その他	2	0	2	4	
	24	21	26	71	

		10月	11月	12月	合計
形態	電話	45	34	43	122
	来所	20	19	13	52
	その他	3	2	0	5
		68	55	56	179

※その他・・・訪問、郵便でのやりとり

		10月	11月	12月	合計
相談対象者	高齢	45	37	34	116
	知的障害	5	5	4	14
	精神障害	7	11	9	27
	その他・不明	11	2	9	22
		68	55	56	179

※その他・・・身体障害者、難病者

		10月	11月	12月	合計
相談対応内容	家族や親族について	6	3	6	15
	将来について心配がある	1	1	1	3
	成年後見制度について	42	40	31	113
	お金のやりくりや支払いについて	6	3	7	16
	日常生活自立支援事業について	10	5	6	21
	手続きや書類等の預かりについて	0	0	0	0
	虐待(搾取)の疑いがある	0	0	0	0
	相続について	0	1	0	1
	就労について	0	0	0	0
	身元保証人、身元引受人について	0	0	1	1
	その他	3	2	4	9
		68	55	56	179

※複数の困りごとの場合は主な相談内容を計上

※その他・・・行政サービスについて 等

		10月	11月	12月	合計
成年後見制度について(内容)	制度の説明	18	27	10	55
	申立てに関する相談	8	7	11	26
	親族後見人からの相談	0	0	0	0
	普及・啓発活動の相談	4	0	4	8
	任意後見に関する相談	1	0	3	4
	後見人等の業務について	4	0	1	5
	法人後見について	1	0	1	2
	制度利用者からの相談	0	0	0	0
	法定後見制度利用支援事業について	2	2	1	5
	その他	4	4	0	8
	42	40	31	113	

※その他・・・市民後見人について、制度への意見 等

## ○広報事業

### (1) 研修会への講師派遣

- ①依頼者：総合支援学校、高等総合支援学校、総合支援室  
日 時：10月13日（木）13：30～16：30  
内 容：「福祉サービス等説明会」 成年後見制度について  
参加者：45名（保護者、教員）
- ②依頼者：中越地域退職者連合  
日 時：10月18日（火）14：00～15：10  
内 容：成年後見制度について  
参加者：16名（退職者連合役員）
- ③依頼者：（株）エスエーエヌ  
日 時：10月29日（土）13：30～16：00  
内 容：「親なき後を考える 講演会」成年後見制度と利用状況について  
参加者：40名（パート職員（知的障害者）、保護者、会社役員）
- ④依頼者：長岡市長寿はつらつ課  
日 時：11月24日（木）13：30～16：00  
内 容：「介護サービス研修会」 成年後見制度について  
参加者：76事業所（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所）
- ⑤依頼者：長岡市福祉課  
日 時：11月30日（水）13：30～14：45  
内 容：長岡市出前講座「福祉サービスについて」  
講座内の1コマ「成年後見制度について」を担当  
参加者：8名（すだちの社会員） ※すだちの杜・ひきこもりの子をもつ親の会
- ⑥依頼者：長岡市精神障害者家族会連合会  
日 時：12月12日（月）14：00～16：00  
内 容：「親なき後の経済的な問題について～成年後見制度～」  
参加者：家族会23名、市福祉課等事務局4名

### (2) 周知、広報

各メディアへの取材対応及び関係機関主催会議に出席し成年後見センターの広報に取り組んだ。

- ①センター開設式の開催  
NHK、ケーブルテレビ、新潟日報、長岡新聞から放送及び紙面掲載。
- ②市政だより12月号掲載
- ③社協だより10月号掲載
  
- ④広報テレビ番組「ナルホド！ながおか」11/25放送  
現在は長岡市HPにてYouTubeのリンク掲載。

⑤三島病院認知症疾患医療センター連絡会議出席

⑥長岡市地域包括支援センター長会議出席

## ○利用促進事業

### (1) 家庭裁判所との連携

10月に長岡家庭裁判所にて成年後見センター開設報告と今後の方針について確認。

### (2) 関連制度からのスムーズな移行

- ・長岡市社会福祉協議会の取り組む日常生活自立支援事業か成年後見制度が適当か  
の見極めから担当者と連携して対応。
- ・金銭管理が課題のケースについてはパーソナルサポートセンターと連携して対応。

### (3) 担い手の育成について

- ・3月に権利擁護支援者養成研修開催予定

## ○後見人支援事業

- ・電話による相談対応を実施。

～令和5年度に向けて～

次年度は本協議会委員及び関係機関や専門職との連携を図りながら相談機能の強化及びチーム支援体制の構築を推進できるように取り組みます。

広報については新規リーフレットを活用しながら市民及び関係者への周知に取り組み、幅広く相談に繋がるように取り組みます。

担い手の育成として市民後見人の育成を視野にいれながら、権利擁護支援者養成研修のカリキュラムを拡充に取り組みます。

## 令和4年度 権利擁護支援者養成研修 開催要綱

### 1 趣旨

長岡市地域福祉計画において、地域住民には地域の権利擁護を必要とする方の早期発見や見守り、権利擁護支援の担い手などの役割が期待されている。

そのため、地域住民が権利擁護に関心を持ってもらえるように、権利擁護に必要な視点及び関係諸制度、当事者との接し方などの知識及び技術の習得を目的とする。

また、将来的な市民後見人養成を見据え、権利擁護支援の担い手の確保を目的とし、希望する受講者で一定の要件を満たす者については日常生活自立支援事業の生活支援員として活動を依頼する。

### 2 主催

長岡市社会福祉協議会 権利擁護支援課 長岡市成年後見センター  
(共催：長岡市)

### 3 日時

- ① 令和5年3月3日（金曜日） 午前9時30分から午後4時30分まで
- ② 令和5年3月7日（火曜日） 午前9時30分から午後4時30分まで

### 4 会場

長岡市社会福祉センタートモシア 多目的ホール

### 5 対象者

長岡市内に居所または勤務地がある方で、下記の①か②に該当する方

- ① 地域福祉に関心があり、権利擁護の視点や成年後見制度などに興味がある方
- ② 日常生活自立支援事業の生活支援員に興味、関心がある方（年齢70歳以下、普通運転免許を有する方）

### 6 定員

30名 先着順

### 7 参加費

無料

### 8 申込み方法

受付は電話のみとし、長岡市成年後見センター（0258-86-4715）に申し込む。  
申込期間は令和5年2月10日（金）から令和5年2月24日（金）とする。

## 9 詳細日程

日程	時間	内容	講師
1 日 目	9:30～9:40	① 開催あいさつ オリエンテーション	長岡市 社協
	9:40～10:50	② 地域福祉・権利擁護	社協
	11:00～12:00	③ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の概要	社協
	13:00～13:30	④ 生活保護制度について	長岡市
	13:30～14:40	⑤ 障害者福祉と施策 (市の取組、福祉サービス、障害者手帳など)	長岡市
	14:50～16:30	⑥ 障害者理解 (知的障害者、精神障害者への対応など)	専門職
2 日 目	9:30～10:40	⑦ 介護保険制度とその他の高齢福祉サービス (市の取組、介護保険サービス、高齢者支援など)	長岡市
	10:50～12:00	⑧ 高齢者理解 (認知症高齢者への対応など)	長岡市
	13:00～13:40	⑨ 消費者被害について (被害の実情やクーリングオフなどの諸制度など)	長岡市
	13:40～14:40	⑩ 生活支援員の職務	社協
	14:50～16:20	⑪ コミュニケーション技術	専門職
	16:20～16:30	⑫ オリエンテーション 閉会のあいさつ	社協

## 10 その他

### (1) 受講後の流れ

生活支援員として活動を希望される方は、社協が以下を実施する。

- ① レポート
- ② 面接

### (2) 広報予定

- ① 市政だより 2月号
- ② 社協だより 2月号

## R4年度 権利擁護支援者養成研修日程

### ○第1日目 3月3日(金)

時 間	科 目	講 師
9:15	受付開始	
9:30	開会挨拶	長岡市福祉総務課
9:33～9:40 (7分)	①オリエンテーション	長岡市成年後見センター
9:40～10:50 (70分)	②地域福祉・権利擁護	長岡市社会福祉協議会 事務局次長 丸山 和浩
10:50～11:00 (10分)	休 憩	
11:00～12:00 (60分)	③日常生活自立支援事業と成年後見制度の概要	長岡市社会福祉協議会 権利擁護支援課 課長 大川久美子 係長 市野 恭代
12:00～13:00 (60分)	昼食・休憩	
13:00～13:30 (30分)	④生活保護制度について	長岡市生活支援課 相談第一係 係長 菊地 寛之
13:30～14:40 (70分)	⑤障害者福祉制度等 (市の取組、福祉サービス、障害者手帳など)	長岡市福祉課 障害活動係 主事 東海林 茜 障害活動係 主事 小林 大樹 障害支援係 主事 内山 啓悟 障害者基幹相談支援センター 主査 関 真美
14:40～14:50 (10分)	休 憩	
14:50～16:30 (100分)	⑥障害者理解（知的障害者、精神障害者）	相談支援センターふかさわ 分室サンスマイル 相談支援専門員 永井 良幸氏
16:30	閉 会	



## R4年度 権利擁護支援者養成研修日程

○第2日目 3月7日(火)

時 間	科 目	講 師
9:15	受付開始	
9:30	開 会	
9:30～10:40 (70分)	⑦介護保険制度とその他の高齢福祉サービス（市の取組、介護保険サービス、高齢者向け制度など）	長岡市長寿はつらつ課 長岡市高齢者基幹包括支援センター センター長 坪崎 浩 介護総合事業係 主任 野本 龍寛 高齢福祉係 係長 中村 琴恵 介護保険課 課長補佐 佐藤 直樹 長岡市福祉総務課 庶務係 主査 萩原 愛
10:40～10:50 (10分)	休憩	
10:50～12:00 (70分)	⑧高齢者理解（認知症高齢者への対応）	長岡市長寿はつらつ課 地域包括ケア係 主任 山田 美緒 主事 金子 隼土 認知症地域支援推進員 小田 真
12:00～13:00 (60分)	昼食・休憩	
13:00～13:40 (40分)	⑨消費者被害（被害の実情、クーリングオフなどの諸制度など）	長岡市市民課 長岡市消費生活センター 消費生活相談員 吉川 亜紀子
13:40～14:40 (60分)	⑩生活支援員の職務	長岡市社会福祉協議会 権利擁護支援課 専門員 小林 直美 専門員 角屋 潤子
14:40～14:50 (10分)	休 憩	
14:50～16:20 (90分)	⑪コミュニケーション技術	今井社会福祉士事務所 所長 今井 正氏
16:20～16:25 (5分)	⑫オリエンテーション	長岡市成年後見センター
16:25～16:30 (5分)	閉会挨拶	社協
16:30	閉 会	

### 3 議事

本協議会委員の皆様から以下の件について助言をいただきたく、今回の議事内容といたします。

#### (1) ケース会議の開催について・・・資料4

成年後見センターは、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援において、専門職による専門的助言等の支援の確保や地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関としての役割が求められている。

そのため、必要時に各専門職や団体から助言をいただく場を設ける必要があると考え、ケース会議という形で検討している。

については、ケース会議の開催形態や取り上げる内容について意見を伺いたい。

※ケース会議…関係者や本人・親族が集まり、具体的な事例をあげて、必要な支援が適切に行われているか、課題や改善点はないか、解決に向けてどのように取り組むかなどを検討するもの。

#### <事務局案>

##### 開催形態

- ・ 2～3か月に1回の定期開催
- ・ 本協議会の委員長、副委員長を常時参加とし、ケース概要に応じて委員及び担当の支援者に出席依頼を行う。

##### 内容

- ・ 成年後見センターに寄せられた相談ケースで、成年後見制度の利用の可否を含めた権利擁護支援方針や、後見人等候補者の検討
- ・ 本協議会の所属団体が成年後見制度の利用促進等に携わる中で、他職種の専門的な視点が必要となった事例についての検討

#### (2) 普及・啓発活動について・・・資料5

- ① 支援者や市民向けに当センターを紹介するリーフレットを作成中である。校正段階であるため、改善点等があれば意見を伺いたい。また、配布先についても併せて意見を伺いたい。

②研修会等の実施について、対象や内容について意見を伺いたい。

<令和5年度の予定>

- ・一般市民向け研修会、相談会
- ・関係機関の支援者向け研修会
- ・出前講座

(3) 成年後見制度における受診及び診断書作成について・・・資料6

①必要であるにも関わらず受診を拒否している人を医療機関に繋ぐ方法や、必要な連携体制等について意見を伺いたい。

②かかりつけ医に診断書作成の依頼ができない場合（専門医ではない、病名が見つからない、逆恨みが怖いなど）の対応方法、またこのような場合に専門医療機関でのバックアップが可能かどうかについて意見を伺いたい。

## 第二期計画における市町村による協議会

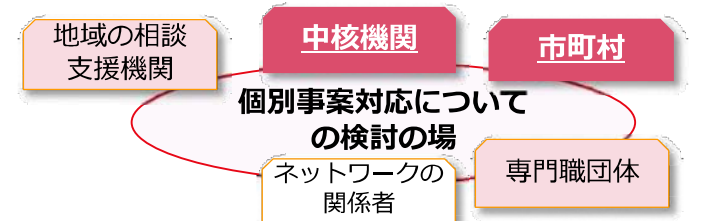
- 協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。
- 成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を發揮しながら連携・協力していく関係を推進する。
- 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、協議の場を設ける。

### 市町村による協議会

三種類必要ということではない。一つに合わせて開催が可能  
また、必要な場合に臨時開催など、地域の実情に応じて実施

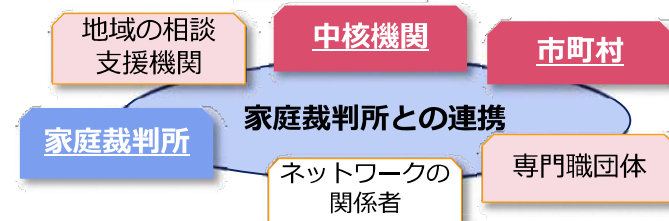
#### a 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

**個別事案対応における3つの場面**（成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人選任後）において「権利擁護の相談支援機能」（旧相談機能）、「権利擁護支援チームの形成支援機能」（旧利用促進機能の受任者調整）、「権利擁護支援チームの自立支援機能」（旧後見人支援機能）の「支援」の検討・協議を行う場。3つの検討の場を設定しなければならない訳ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定。



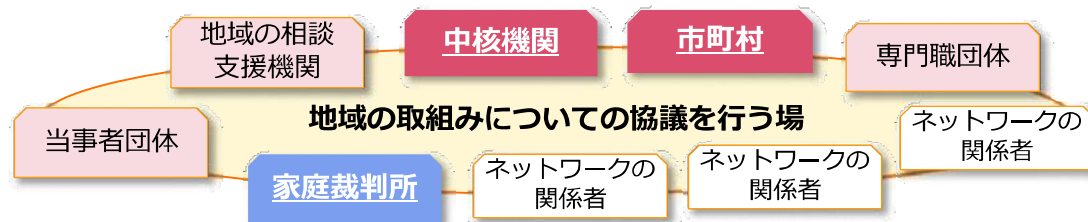
#### b 家庭裁判所との連携

模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど**家庭裁判所との間での相互理解を図る場**。



#### c 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の視点で**地域課題への取組について協議する場**。既存の仕組みを活用できる。



# 長岡市成年後見センター

当センターでは、認知症や知的障害、精神障害などの理由により判断能力が不十分なため、自分一人では契約や財産管理などをすることが難しい方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように成年後見制度の利用相談やその他活用できる制度やサービスについて助言を行います。

物忘れが多くなり、だまされて借金を繰り返してしまう・・・

認知症である親の必要な手続きには、成年後見人が必要と言われた・・・

必要な契約の内容が理解できず、手続きがとどこおってしまう・・・

障害のある子の将来が心配、誰が見守ることになるのか・・・

親族の後見人になったが分からないことや書類が多くて・・・

身よりがおらず、いざという時はどうすればいいのか・・・

このような心配ごとや困りごとありませんか？

些細なことでもまずはご相談ください

☎0258-86-4715

※相談は無料です



権利擁護支援課 イメージキャラクター  
トモニン

ふれあいネットワーク



社会福祉  
法人

長岡市社会福祉協議会

# 成年後見制度について

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力に不安があり、契約や財産管理などを行うことが難しくなってきた方が自分らしく安心して暮らせるように本人の権利を守り、生活を支援するための制度です。申立ては本人、配偶者、4親等以内の親族などができます。

## 成年後見制度は2つに分けられます

### 法定後見制度・・・自分で決めることに心配がある方に

ご本人にどの程度の支援が必要であるか家庭裁判所が判断し、「後見」「保佐」「補助」の中からご本人にあった支援を決定します。

	補助	保佐	後見
本人の状況	重要な手続・契約、財産管理などの中でひとりで決めることに心配がある	重要な手続・契約、財産管理などひとりで決めることが心配	多くの手続・契約、財産管理などひとりで決めることが難しい
援助する人	補助人	保佐人	成年後見人
後見人等の権限	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。また、申立て時に選択した「重要な法律行為」の一部に同意や取消を行います	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。また、「重要な法律行為」について同意や取消を行います。	日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を代わってすることや、必要に応じて取消をします

### 任意後見制度・・・将来に備えたい方に

現在は元気であるが、認知症などにより判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ本人が支援する人(任意後見人)や支援内容を契約により定めておく制度です。公証役場であらかじめ任意後見契約を結びます。

### 成年後見人等は心身や生活状況に配慮して次の3つを行います

- <身上保護> 本人の生活の見守り、医療・介護の契約手続きなど
- <財産管理> 預貯金や不動産などの財産管理
- <報告> 家庭裁判所に年1回は活動報告



後見人等は本人の気持ちを確認しながら、生活をサポートします

- ・定期的な訪問や生活状況の確認
- ・福祉サービスの利用や入院手続きなどのお手伝い
- ・よくわからずにした契約の取消
- ・書類の確認や施設などへの代弁
- ・通帳の管理や各種支払いなどのお手伝い
- など

# 長岡市成年後見センターの業務

成年後見制度に関する相談や、制度を必要とする方が利用しやすい地域にしていくための体制づくりなどに取り組みます

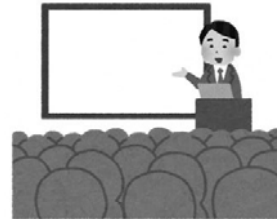
## 権利擁護に関する相談支援

権利擁護に関する相談を受け付け、困りごとなどを丁寧にお聞きし、必要な支援を考えます。



## 成年後見制度の普及・啓発

制度の理解を広めるための研修会や相談会等を開催します。



## 成年後見の申立て手続きの支援

家庭裁判所に申立てをする手続きの流れや必要な書類の作成方法、費用等を説明します。



## 後見人等に対する支援

親族の後見人を引き受けている方や、後見人を初めて受ける方、専門職等の相談、支援を行います。



## 地域連携体制の構築

医療・司法・福祉分野の専門職等との連携体制づくりを進めます。



## 権利擁護支援の担い手の育成

地域住民を対象にした権利擁護支援者養成研修等を実施し、権利擁護支援の担い手の育成に努めます。



成年後見制度の利用に関する相談もできるし、その他に利用できるサービス等についても情報提供をするよ

また、必要に応じて行政機関や司法の専門職や関係機関と連携して、本人と相談しながら必要な支援について一緒に考えるよ



## 相談窓口



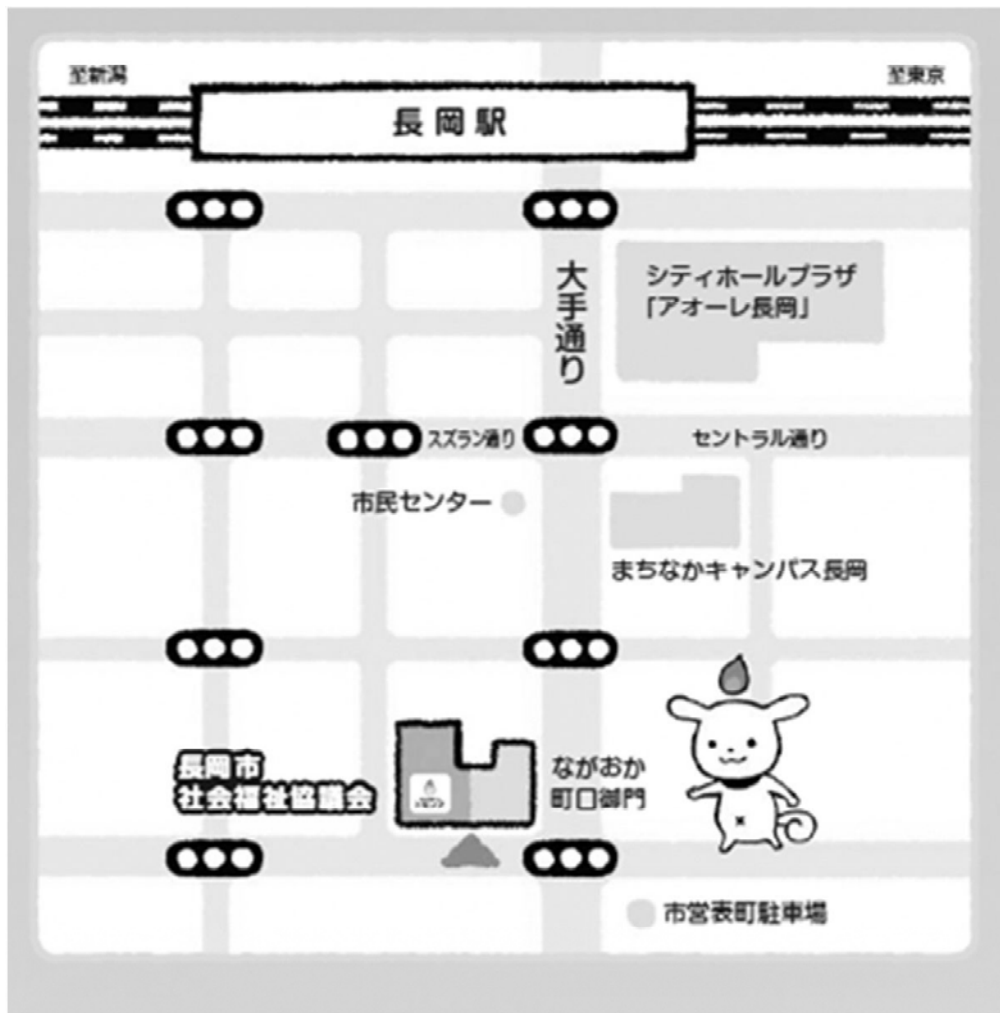
社会福祉法人長岡市社会福祉協議会 権利擁護支援課 長岡市成年後見センター  
長岡市表町2-2-21 社会福祉センタートモシア内 2階

☎：0258-86-4715 FAX：0258-33-6004

✉：kenri@nagaoka-syakyo.or.jp

午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

電話や窓口などで当センター職員が相談をお受けします  
予約なしで相談できますが、事前にご連絡いただくと受付がスムーズです



長岡駅大手口より徒歩7分

トモシアの駐車場はありません。

最寄りの市営駐車場・市提携駐車場またはトモシア周辺の駐車場をご利用ください。

長岡市成年後見センターは長岡市から委託を受けて長岡市社会福祉協議会が運営しています。



## リーフレットの配布先について

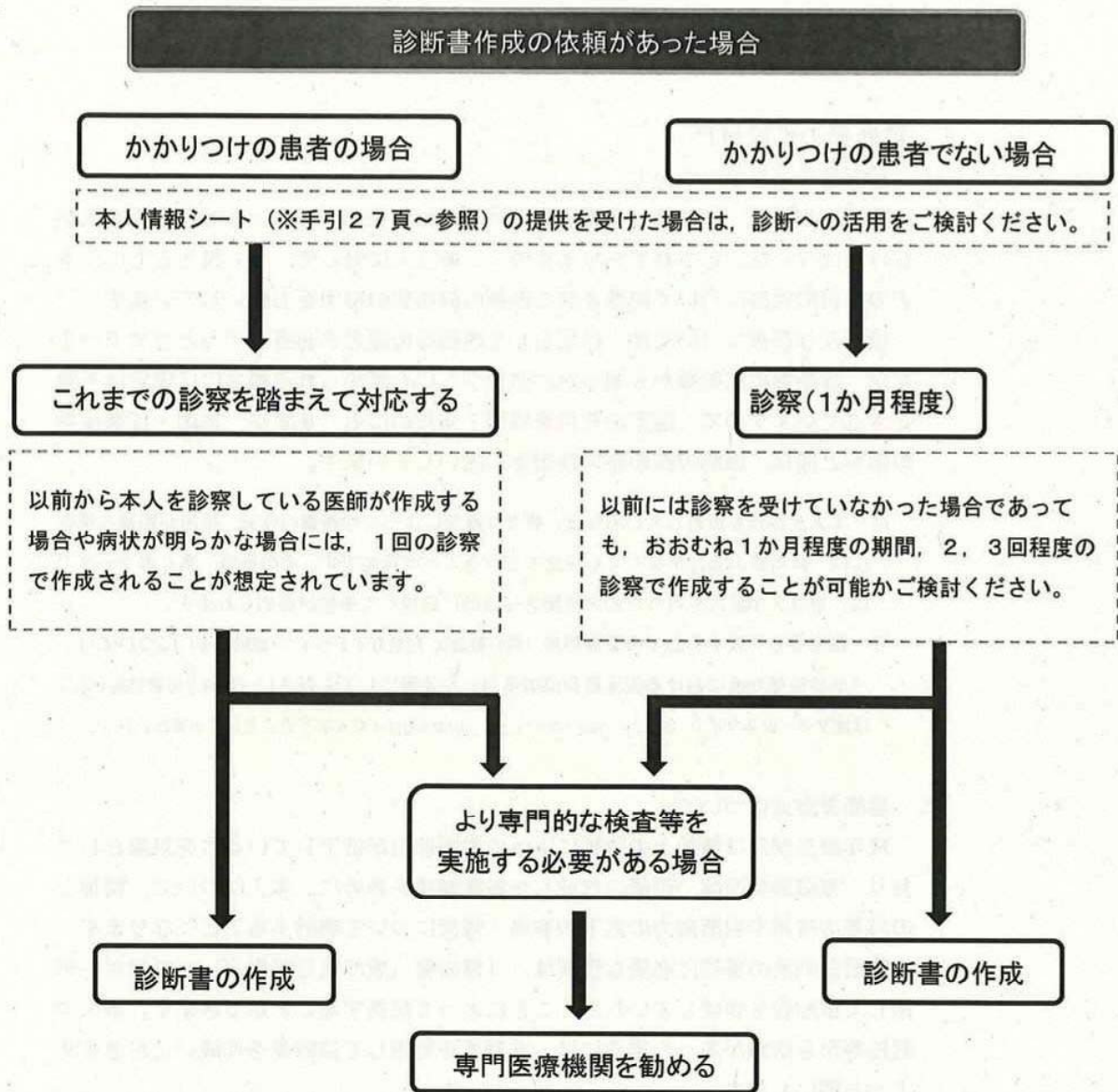
成年後見制度に関連する長岡市内の団体（※）にリーフレットを配布させていただきます予定です。

※ 長岡支部等がある団体については、そちらにまとめて配布を予定

配布先（案）	
新潟県弁護士会 権利擁護センター	新潟県司法書士会 成年後見センター リーガルサポート新潟
新潟県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ新潟	長岡市医師会
新潟県行政書士会 コスモス成年後見 サポートセンター	地域包括支援センター
障害者相談支援事業所	居宅介護支援事業所
長岡保健所	各金融機関
アオーレ長岡窓口	新潟家庭裁判所 長岡支部
長岡公証人合同役場	長岡市立高等総合支援学校
法務局、人権擁護委員	ほか

リーフレットが完成次第、順次配布を予定しています。  
委員の皆様にも送付いたします。

お知り合いの方で、リーフレットの配布・設置にご協力いただける方がいましたら、ぜひ成年後見センターまでご連絡ください。



- ・ この診断書は、通常の診断書と同様、当事者が医師に依頼して作成されるものであり、診断書作成にかかる費用は、通常の診断書の場合と同様、当事者の負担となります。
- ・ 成年後見のための診断書を作成する医師に資格等による限定はありませんが、この診断書は、本人の精神の状況について医学的見地から判断をするものですから、精神神経疾患に関連する診療科を標榜する医師又は主治医等で本人の精神の状況に通じている医師によって作成されるものと考えられます。
- ・ 診断書の内容についてさらに確認したい点がある場合には家庭裁判所から問合せがあることもありますが、診断書を作成した医師に成年後見の手続において証言を求めることは通常は想定されません。

診 断 書 (成年後見制度用)

1 氏名	男・女
	年 月 日生 ( 歳)
住所	
2 医学的診断	
診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)	
所見 (現病歴, 現症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)	
各種検査	
長谷川式認知症スケール	<input type="checkbox"/> 点 ( 年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
MMS E	<input type="checkbox"/> 点 ( 年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
脳画像検査	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 未実施
	脳の萎縮または損傷等の有無
	<input type="checkbox"/> あり
	所見 (部位・程度等) :
	<input type="checkbox"/> なし
知能検査	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施)
	検査結果:
その他	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施)
	検査結果:
短期間内に回復する可能性	
<input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い <input type="checkbox"/> 回復する可能性は低い <input type="checkbox"/> 分からない	
(特記事項)	
3 判断能力についての意見	
<input type="checkbox"/> 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。	



(家庭裁判所提出用)

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

[

]

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

[

]

(3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

[

]

(4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶(財布や鍵の置き場所や、数分前の会話の内容など)について

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

・過去の記憶(親族の名前や、自分の生年月日など)について

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

[

]

(5) その他(※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

[

]

参考となる事項(本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

[

]

※ 「本人情報シート」の提供を  受けた  受けなかった

(受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。)

[

]

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します(事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)